

昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号

対内直接投資等に関する命令

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条から第五条まで、第八条、第十三条及び第十四条の規定に基づき、並びに外国為替及び外貨貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定を実施するため、対内直接投資等に関する命令を次のように定める。（趣旨）

第一条 この命令は、外国為替及び外貨貿易法（以下「法」という。）第五章に規定する対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等について、報告及び届出の手続その他必要な事項を定めるものとする。

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第一条第十一項第一号に規定する外國投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外國投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ 当該外國投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外國法人等（令第二条第一項に規定する外國法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外國の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び第七条第四項において同じ。）又は投資委員会、經營委員会その他の団体（（一）から（四）までに掲げるもの）を除く。）

ロ 当該外國投資家（法人等（令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第五号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員又は投資委員会等構成員））にあつては、次に掲げる者

ハ 当該外國投資家等を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項第六号から第九号までに掲げるものに該当することとなる法人等の役員

二 当該外國投資家（個人に限る。）の配偶者

ホ 当該外國投資家（個人に限る。）の直系血族

ヘ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する議決権をいう。以下同じ。）その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ト 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

シ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ス 当該外國投資家（個人に限る。）の配偶者

ヌ 当該外國投資家（個人に限る。）の直系血族

チ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

リ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ス 当該外國投資家（個人に限る。）の配偶者

ヌ 当該外國投資家（法人等に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

（1） 次に掲げる法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

（2） 当該外國投資家及び（1）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）に掲げるものを除く。）

（3） 当該外國投資家が法人等である場合において当該外國投資家の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）

（4） 当該外國投資家が法人等である場合において、当該外國投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外國投資家の議決権の数と当該法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体が直接に保有している当該外國投資家の議決権の数を合算した数が当該外國投資家の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該外國投資家の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）及び（2）に掲げるものを除く。）

（5） （3）及び（4）に掲げる法人その他の団体の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体（（1）から（4）までに掲げるものを除く。）

（6） （5）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（5）までに掲げるものを除く。）

（7） （5）及び（6）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（6）までに掲げるものを除く。）

（8） （3）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（7）までに掲げるものを除く。）

（9） （3）及び（8）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）から（8）までに掲げるものを除く。）

ハ 当該外國投資家を主要な取引先とする個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ニ 当該外國投資家の主要な取引先である個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ホ 当該外國投資家から多額の金銭その他の財産を受けている者

ト 当該外國投資家（個人に限る。）の配偶者

チ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

リ 当該外國投資家と共にして会社の株主としての議決権その他の権利行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ス 当該外國投資家（個人に限る。）の配偶者

ヌ 当該外國投資家（法人等に限る。）の役員又は使用人その他の従業者

（1） 当該外國投資家により総議決権（法第二十六条第一項第三号に規定する総議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人その他の団体の役員又は使用人その他の従業者

（2） 当該外國投資家及び（1）に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（（1）に掲げるものを除く。）

- 二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案（配当財産（同法第二条第二十五号に規定する吸収分財産をいう。）が事業又は子会社の株式である場合に限る。）

五 会社法第一条第二十九号に規定する吸収分割に係る議案（会社が同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社となる場合に限る。）

六 会社法第二条第三十号に規定する新設分割に係る議案（会社が同法第七百六十三条规定第一項第五号に規定する新設分割会社となる場合に限る。）

七 事業の廃止に係る議案

一 令第二条第十四項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

二 令第二条第十四項第二号に規定する主務省令で定める額は、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。ただし、貸借対照表を作成していない場合にあつては、金銭の貸付けを行つた日の属する事業年度の直前の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の財産目録）の負債の総額と当該金銭の貸付けの金額とを合算した額とする。

三 令第二条第十六項第一号ニ（1）に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

四 令第二条第十六項第一号ニ（2）に規定する主務省令で定める額は、社債の取得を行つた日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合にあつては、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とする。

五 令第二条第十六項第六号ロ及び同条第十八項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 取締役の選任又は解任

二 取締役の任期の短縮

三 次に掲げる定款の変更

四 イ 目的の変更に係るもの

ロ 会社法第一百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項

五 会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等

六 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等

七 会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等

（対内直接投資等の届出等）

第三条 令第三条第一項第二号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣（令第七条に規定する事業所管大臣をいう。以下同じ。）が定める業種とする。

一 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

二 組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権又は当該議決権に係る議決権行使等権限の取得（令第二条第十六項第五号に規定する議決権行使等権限の取得をいう。以下この条及び第七条第一項第一号において同じ。）

二 外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）である上場会社等（同条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）又はその子会社が、法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる

行為により当該上場会社等又はその子会社が保有する実質保有等議決権（令第二条第四項第二号に規定する実質保有等議決権をいう。以下同じ。）の会社の総議決権に占める割合が百分の百に相当する場合における当該会社が行う新株の発行に伴う当該上場会社等又はその子会社による株式又は当該株式に係る議決権の取得

第一次に掲げる場合における外国投資家（株式会社に限る。）による当該外国投資家の株式に係る法第二十六条第二項第一号又は第三号に掲げる行為

イ 会社法第百六十六条第一項の規定による請求があつた場合（当該外国投資家の一の株主の実質保有等議決権の数及び当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等としめた場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数（議決権のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）の当該外国投資家の総議決権数に占める割合が百分の百となる場合を除く。）

- 五　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に關し行う同意のうち、当該変更に係る変更後の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない会社の事業目的の実質的な変更に關し行う同意

六　法第二十六条第二項第五号に掲げる会社の事業目的の実質的な変更に關し行う同意のうち、当該会社が上場会社等以外の会社であつて、当該同意をするものの所有等株式等（令第三条第四号に規定する所有等株式等をいう。以下この号において同じ。）と当該同意するものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の所有等株式等とを合計した株式の数若しくは出資の金額又は純議決権数の当該会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額又は純議決権に占める割合のいずれもが三分の一未満であるもの

七　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に關し行う同意のうち、当該同意するものが法第二十七条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第五号に掲げる対内直接投資等又は法第二十八条第一項の規定による届出をして行つた法第二十六条第三号に掲げる特定取得（以下「特定取得」という。）により当該同意するものが保有する当該対内直接投資等又は当該特定取得に係る会社の実質保有等議決権の数の当該会社の総議決権に占める割合が百分の五十以上に相当する場合における次のいずれかに該当する同意

イ　当該会社の取締役又は監査役の選任に關し行う当該外国投資家による同意

ロ　当該会社の子会社（当該外国投資家がした当該届出のうち直近のものをした日に、当該会社の子会社であるものに限る。以下この号において「対象子会社」という。）の取締役又は監査役の選任に關し行う当該会社による同意

ハ　対象子会社の取締役又は監査役の選任に關し行う当該対象子会社の株式を直接に保有する同意のうち、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する同意以外のもの

八　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第一号に掲げる議案に關し行う同意のうち、当該会社の他の対象子会社による同意

九　法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に關し行う同意のうち、自ら又は他の株主を通じて株主総会に提出した議案以外のものに關し行う同意

十一 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に關し行う同意

十二 法第二十六条第二項第六号に掲げる支店等の設置のうち、当該設置に係る支店等（支店、工場その他の事業所をいう。以下この項及び第七条第一項第三号において同じ。）の事業目的が、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に該当しない支店等の設置

十三 会社法第二百八十五条规定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得、株式への一任運用（令第二条第十六項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得

十四 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得、株式への一任運用又は当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得

十五 特別上場会社等（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。）が行う法第二十六条第一項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第二条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為（令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。）

イ 上場会社等の各株主（外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社（令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。）に限る。）が所有する当該上場会社等の実質株式（同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。）の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。）において「株主の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）その他の契約に基づき他のものから委託を受けける株式の運用（その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）

ロ 上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数

十六 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為

十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るもの）を除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）

十八 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使委任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

十九 特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任に係る受任をした法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任に係る契約を承継する場合における当該議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使委任

二十 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任（当該議決権代理行使受任の後における当該議決権代理行使受任をするものの保有等非上場会社議決権数（直接に保有する非上場会社の議決権の数と議決権代理行使受任（令第二条第十六項第四号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。以下この号において同じ。）と当該議決権代理行使受任をするものを令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の保有等非上場会社議決権数とを合計した純議決権数の当該非上場会社の総議決権に占める割合が百分の十以上となる場合の当該議決権代理行使受任を除く。）であつて、令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の議決権に係る議決権代理行使受任以外のもの

二十一 株式の分割若しくは併合により発行される新株に係る議決権に係る議決権代理行使受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げる共同議決権行使同意取得をいう。以下この項及び第七条第一項第四号において同じ。）（以下この項において「議決権代理行使受任等」という。）であつて、当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するもの

二十二 組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等をしていたものによる当該議決権に代わる組織変更後の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等（当該組織変更前の会社の議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十三 株式会社が会社法第二百八十五条规定する株式無償割当てによる株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該株式無償割当て前にしていた議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十四 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十五 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

三 令第三条第二項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

四 令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会

を命じられた外国投資家が行う当該同意に係る会社に係る特定取得（当該外国投資家が当該更又は中止の命令に従つた場合（当該届出が令第二条第十一項第一号に掲げる議案のうち自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合にあつては、第二条第一号からトまでに掲げる者の選任に係る場合に限る。）を除く。）

第五条 令第五条第一項第一号に規定する主務省令で定める技術は、別表第二に掲げる技術とする。

2 令第五条第二項の規定に基づき届出をしようとする居住者は、別紙様式第九による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第七項後段の規定を準用する。

3 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第九項後段の規定を準用する。

4 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

5 令第五条第九項の規定に基づき法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項の規定による通知をしようとするものは、別紙様式第十による通知書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、第三条第八項ただし書の規定を準用する。

第六条 削除
(対内直接投資等及び特定取得の報告)

第六条の二 令第六条の三第一項の規定に基づき、別表第三の第二欄に掲げるものが行つた同表の第三欄に掲げる業種に係る同表の第一欄に掲げる対内直接投資等又は特定取得について報告をしようとするものは、対内直接投資等を行つた日から四十五日以内に、同表の第四欄に定める様式による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(技術導入契約の締結等の報告)
(令第六条の五の規定に基づく報告)

第六条の三 令第六条の四第一項の規定に基づき報告をしようとする居住者は、別紙様式第十八による報告書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたもの、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

(令第七条の二の規定に基づく報告)

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したものの（法人等に限る。）(以下この項において「報告者」という。)の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第二項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二 令第三条の二第二項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

三 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となる他の国籍に変更がある場合

四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

五 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるものに変更がある場合

六 報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

- 一 当該届出に係る金銭の貸付け若しくは社債の取得又は当該貸付け若しくは社債の取得をした後における当該貸付け若しくは社債の元本の全部若しくは一部の返済金若しくは償還金の受領（期限前返済又は期限前償還を受けた場合を含む。）別紙様式第二十
- 二 当該届出に係る支店等の設置の中止（法第二十七条第七項又は第十項の規定に基づく対内直接投資等の中止の勧告の応諾又は中止の命令による中止を除く。）又は当該支店等の廃止別紙様式第二十二
- 三 当該共同議決権行使同意取得の解除別紙様式第二十二の二
- 四 当該届出に係る共同議決権行使同意取得又は当該共同議決権行使同意取得をした後における当該共同議決権行使同意取得をした後における
- 五 当該届出に係る事業の承継又は事業を承継した後における当該事業の処分別紙様式第二十

- 2 第三条第二項第十七号又は第四条第一項第三号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日から四十五日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
- 3 一 当該引受者が所有する当該上場会社等の実質株式の数、当該引受者を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（以下この号及び次号において「引受者の密接関係者」という。）が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該引受者及び当該引受者の密接関係者がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数
- 二 当該引受者の実質保有等議決権の数及び当該引受者の密接関係者の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数
- 3 前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式若しくは議決権又は上場会社等以外の会社の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等又は令第四条第二項に掲げる特定取得に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
- 4 一 第六条の二の規定により別紙様式第十一の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日ににおける別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。
- 二 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）(以下この項において「報告者」という。)の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第二項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合
- 三 報告者の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの総数の三分の一以上となる場合
- 四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合
- 五 提出された別紙様式第十一の二による報告書に記載のある報告者の最終親会社等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の四第四項第五号に規定する最終親会社等をいう。）又は報告者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるものに変更がある場合
- 六 報告者が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

- 七 報告者が令第三条の二第一項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」といいう。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合
- 八 報告者が第三条の二第四項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合
- 九 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合にあつては、その該当する許認可等の区分に係る監督を行う行政機関又はその国籍に変更がある場合
- 十 報告者が許認可等金融機関等に該当する場合には、その該当する許認可等の区分に係る法令又は外国の法令が異なることとなつた場合
- 五 財務大臣及び事業所管大臣は、前各項に規定する報告書により報告を求める場合以外に、令第六条の五一項の規定により報告を求める場合には、同項に規定する者又は関係人に對し、通知する方法により、当該報告を求める事項を指定してするものとする。
- 六 令第六条の五第二項に規定する主務省令で定める手続は、同条第一項の規定により指定された事項の報告書を提出する場所、当該報告書を提出する通数その他財務大臣及び事業所管大臣が定める手續とする。
- 七 財務大臣及び事業所管大臣は、第五項に規定する通知をするときは、併せて前項に規定する手続を通知するものとする。
(期間の短縮に関する公示)
- 第八条 財務大臣及び事業所管大臣が法第二十七条第二項ただし書及び第四項、法第二十八条第二項ただし書及び第四項又は法第三十条第二項ただし書及び第四項の規定により取引又は行為を行つてはならない期間を短縮するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示するものとする。
(勧告又は命令の取消しの通知)
- 第九条 財務大臣及び事業所管大臣は、法第二十七条第十一項の規定に基づき、同条第七項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は同条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときは、当該応諾する旨の通知をしたもの又は当該内容の変更を命じられたものに対し、当該取消しの内容を記載した通知書を交付する方法により行うものとする。
- 二 前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第十一条の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。
(立入検査及び質問を行う職員の身分を示す証票)
- 第十条 法第六十八条第一項に規定する立入検査及び質問（法第五章に係るものに限る。）を行ふ職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。
(事務の委任)
- 二 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務
- 法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

附 則

- 1 この命令は、外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十五号）の施行の日（昭和五十五年十二月一日）から施行する。
2 次に掲げる省令は、廃止する。
一 外資に関する法律施行規則（昭和二十五年外資委員会規則第二号）
二 外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるものと定める省令（昭和四十二年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号）
三 外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令（昭和四十年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号）
四 沖縄の復帰に伴う外国投資家に係る株式の所有の認可等に関する省令（昭和四十七年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号）
三 この命令の施行の際現に外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律による廃止前の外資に関する法律（昭和二十五年法律第六百六十三号。以下「旧外資法」という。）第十条、第十二条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十三条の二又は第十三条の三の規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為については、この命令による廃止前の外資に関する法律施行規則（以下「旧施行規則」という。）外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるものと定める省令及び外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。
四 旧外資法第十三条の二に規定する株式等又は旧外資法第十三条の三に規定する対価等若しくは対価等の請求権でその取得の日がこの命令の施行の日の前であるものについては、旧施行規則第七条、第八条及び第十四条の規定は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。
5 法第二十七条第一項の規定による届出の対象となる対内直接投資等（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）。以下この項において「整備等政令」という。）第二十二条の規定による改正前の令第二条第六項第四号に掲げる事業の全部又は一部に相当する事業に係るものに限る。）を整備等政令の施行の日以後行おうとする法第二十六条第一項第一号又は第二号に規定する外国投資家は、整備等政令の施行の日前においても、法第二十七条第一項並びにこの命令第三条第七項第四号及び第五号の規定の例により届け出ることができる。この場合において、当該届出を法第二十七条第一項の規定による届出とみなし、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日（当該日が平成二十八年三月一日以前である場合は、同年三月二日）を財務大臣及び事業所管大臣が同一項の規定による届出を受理した日とみなす。
七附 則（昭和五六六年九月二六日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）
この命令は、昭和五十六年十月一日から施行する。
附 則（昭和五九年六月一九日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）
この命令は、調和ある对外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（昭和五十九年七月一日）から施行する。
附 則（昭和六〇年六月二〇日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）
この命令は、昭和六十年七月一日から施行する。
附 則（昭和六〇年一月二〇日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号）
この命令は、昭和六十年十二月一日から施行する。
附 則（平成元年四月六日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一二月二一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成四年一月一日)から施行する。

附 則 (平成七年七月三日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外国為替及び外国貿易管理法(以下「法」という。)第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた届出に係る対内直接投資等(以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。)で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間(同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に該当するため法第二十六条第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等について、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる規範によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年三月一九日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

(施行期日)

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第二項に定めるものを除き、この命令の施行の日(以下「施行日」という。)前に外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法(以下「旧法」という。)第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる規範によりされた届出に係る対内直接投資等(以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。)で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間(同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令は、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第二項に定めるものを除き、この命令の施行の日(以下「施行日」という。)前に外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法(以下「旧法」という。)第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる規範によりされた届出に係る対内直接投資等(以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。)で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間(同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に掲げる国に該当するため法第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行つてはならないことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる規範に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年八月二一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号)

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日ににおいて同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた旧法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

第四条 新令第三条第二項第三号及び第四号の規定は、施行日以後に新法第二十六条第二項第四号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に係る対内直接投資等に適用し、同日前に規定する会社の事業目的の実質的な変更に係る対内直接投資等に適用するため法第五号に規定する本邦にある支店等の種類又は事業目的の実質的な変更(以下この条において「会社の事業目的の実質的な変更に係る行う同意等」という。)について適用し、同日前にした会社の事業目的の実質的な変更に係る行う同意等については、なお従前の例による。

第六条 この命令の別紙様式第一から第二十二までによる届出書等については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年五月二三日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号)

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一に第百五十九号を加える改正規定は、投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日(平成十二年五月二十七日)から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外國為替及び外國貿易法(以下「法」という。)第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた届出に係る対内直接投資等(以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。)で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間(同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間)が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に掲げる国に該当するため法第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行つてはならないことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

2 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる規範に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年八月二一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第二号)

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

2 この命令の別紙様式第一から第七まで及び第九による届出書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一から第七まで及び第九による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二年一月一日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・郵政省・労働省・建設省令第三号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二一日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

(施行期日)
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 次条第二項に定めるものを除き、外国為替及び外貨貿易法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定によりこの命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「施行日前の届出に係る対内直接投資等」という。）で、施行日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間（同条第三項又は第六項の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際に法第二十七条第二項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等で、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に掲げる国に該当するため法第五十五条の五第一項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外国投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行うことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

第四条 施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等について、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第五条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 次条に定めるものを除き、改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新令」という。）の規定は、この命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に於ける外貨為替及び外貨貿易法第二十七条第一項の規定による届出及び同法第五十五条の五第一項の規定による報告に係る同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等並びに対内直接投資等に関する政令（以下この条において「令」という。）第六条の五第二項の規定による報告に係る新令第七条第一項各号に掲げる行為について適用し、施行日前にした当該対内直接投資等及び令第六条の五第二項の規定による報告に係る改正前の対内直接投資等に関する命令（附則第四条において「旧令」という。）第七条第一項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第七条 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百四十六号）附則第三条第一項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する事項については、新令の規定の例による。

第八条 新令別紙様式第四及び第五による届出書については、当分の間、旧令別紙様式第四及び第五による届出書を取り繕い使用することができる。

第九条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 新令別紙様式第四及び第五による届出書について、当分の間、旧令別紙様式第四及び第五による届出書を取り繕い使用することができる。

第十二条 この命令による改正後の別紙様式第一から第三まで、別紙様式第六及び第七、別紙様式第一、第二、第六及び第七による改正の別紙様式第七及び第十七による届出書等を取り繕い使用することができる。

第十三条 この命令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別紙様式第七及び第十七の改正規定中「転換社債及び新株引受け権付社債」を「新株予約権付社債等」に改正する部分について、平成十七年一月一日から施行する。（経過措置）

第十四条 この命令は、平成十五年三月一八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十五年三月一八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

第十五条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

第十六条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

第十七条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

第十八条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十五年三月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

附 則 (平成一六年三月一九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一八日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

この命令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年八月九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号) 抄

(施行期日)
第一条 この命令は、平成十九年九月二十八日から施行する。

(経過措置)

第二条 附 則 (平成二一年六月三日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

(施行期日)
第一条 この命令は、平成二十一年六月二十二日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 次条に定めるものを除き、改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新令」という。）の規定は、この命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に於ける外貨為替及び外貨貿易法第二十七条第一項の規定による届出及び同法第五十五条の五第一項の規定による報告に係る同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等並びに対内直接投資等に関する政令（以下この条において「令」という。）第六条の五第二項の規定による報告に係る新令第七条第一項各号に掲げる行為について適用し、施行日前にした当該対内直接投資等及び令第六条の五第二項の規定による報告に係る改正前の対内直接投資等に関する命令（附則第四条において「旧令」という。）第七条第一項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条 対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百四十六号）附則第三条第一項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する事項については、新令の規定の例による。

第四条 新令別紙様式第四及び第五による届出書については、当分の間、旧令別紙様式第四及び第五による届出書を取り繕い使用することができる。

第五条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 新令別紙様式第四及び第五による届出書について、当分の間、旧令別紙様式第四及び第五による届出書を取り繕い使用することができる。

第七条 この命令による改正後の別紙様式第一から第三まで、別紙様式第六及び第七、別紙様式第一、第二、第六及び第七による改正の別紙様式第七及び第十七による届出書等を取り繕い使用することができる。

第八条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第九条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書を取り繕い使用することができる。

第十条 新令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書について、当分の間、旧令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書を取り繕い使用することができる。

第十二条 新令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書について、当分の間、旧令別紙様式第一、第二、第六及び第七による届出書を取り繕い使用することができる。

第十三条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第十四条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第十五条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第十六条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第十七条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

第十八条 この命令は、平成二二年三月一日から施行する。

(経過措置)

(経過措置)

第二条 この命令の規定は、この命令の施行の日以後にする外国為替及び外國貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等について適用し、同日前にした対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条

この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この命令による改正後の別紙様式第一及び第二による届出書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一及び第二による届出書を取り繕い使用することができる。

附 則

(平成二十六年八月二〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) 抄

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の日以前にした外国為替及び外國貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等については、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この命令による改正後の別紙様式第一及び第十九による報告書については、当分の間、この命令による改正前の別紙様式第一及び第十九による報告書を取り繕い使用することができる。

附 則

(平成二七年五月二九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布の日(平成二十八年二月十七日)から施行する。

附 則

(平成二十九年七月一四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)

第一条 この命令は、外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月一日)から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十月一日)から施行する。

附 則

(平成二八年二月一七日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二九年七月一日)から施行する。

附 則

(平成二九年七月一四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

(令和元年六月二十四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

(令和元年九月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

第一条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の対内直接投資等に関する命令(以下「新命令」という。)第二条第五項各号、第三条第三項第一号、第五号から第七号まで及び第九号から第十七号まで並びに第八項第一号及び第八号から第十号まで、第六条の二第一項第一号及び第五号から第七号まで並びに第七条第一項第一号及び第四号、第二項並びに第三項の規定は、新命令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に行う外国為替及び外國貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等(以下この条において「対内直接投資等」という。)及び新命令第七条第一項各号に掲げる行為について適用し、施行日前に行つた対内直接投資等及び改正前の対内直接投資等に関する命令(以下この条において「旧命令」という。)第七条第一項各号に掲げる行為については、なお従前の例による。

第三条

対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第百十一号)附則第三条第一項の規定による届出が行われる場合における当該届出に関する事項については、新命令の規定の例による。

第四条 新命令別紙様式第一による届出書並びに新命令別紙様式第十一及び別紙様式第十九による報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一による届出書並びに旧命令別紙様式第十一及び別紙様式第十九による報告書を取り繕い使用することができます。

第五条 新命令(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例による場合は、新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(令和二年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年五月八日)から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令(以下「新命令」という。)第三条第二項及び第四項、第四条第一項及び第三項、第六条の二並びに第七条第一項から第四項までの規定は、この命令の施行の日(附則第五条において「施行日」という。)から起算して三十日を経過した日以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外國貿易法(以下この条及び次条において「新法」という。)第二十七条第一項に規定する対内直接投資等(以下この条において「対内直接投資等」という。)若しくは特定組合等(新法第二十六条第一項第四号に規定する「特定組合等」という。)若しくは特定組合等が行う特定取得に相当するもの(以下この条において「特定取得に相当するもの」という。)について、それぞれ適用し、同日前に行つた対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するもの(以下この条において「対内直接投資等に相当するもの」といって同じ。)が行う新法第二十七条第一項に規定する特定組合類似団体に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。ただし、提出すべき通数については、新命令の定めるところによる。

附 則

(令和元年六月二十四日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

(令和元年九月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

第一条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。

附 則

(令和元年九月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

第一条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。

附 則

(令和元年九月二六日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)

第一条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。

(施行期日)

第二条 この命令は、令和元年十月二十六日から施行する。

外定業務に条あつて、
のめ所大臣規の
業る管大臣定三
種業大及する第一
種臣びる一第
以が事財項四

別紙様式第一

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年月日

□本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うら、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣(警察庁)
内閣総理大臣(金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			国籍又は 設立国
	職業又は営んで いる事業の内容			
	ウェブページのリンク			
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 口 外国人等 ハ イ及びロが直後、間接・間接50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 口 イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホがかかるもの又は一任運用をするもの		
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上之連絡先 (担当者氏名、電話番 号及び電子メールア ドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時 取得後又は一任運用後 取得前、一任運用前又は設立時 取得後又は一任運用後	円(株(口)) 円(株(口)) 個 個

	(5) 外 資 比 率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)
	(6) 事前届出業種に該当する理由	
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 <input type="checkbox"/> 店頭売買銘柄 <input type="checkbox"/> その他
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(2) 取得又は一任運用の態様 (該当分に○)	イ 設立新株等の取得 <input type="checkbox"/> 増資新株等の取得 ハ 旧株等の譲受による取得 <input type="checkbox"/> 設立新株等への一任運用 ホ 増資新株等への一任運用 <input type="checkbox"/> 旧株等の譲受による一任運用 ト その他 ()
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量 株式 <input type="checkbox"/> 株 (口) 議決権 <input type="checkbox"/> 個 取得価額又は一任運用価額 円 (一株・口当たり 円) 取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %)
	(4) 取得又は一任運用の時期	
	(5) 支 払 の 時 期	
	(6) 取得又は一任運用の相手方	氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 譲渡数量
3 運用待の又は目的的等任	(1) 取得又は一任運用の目的 (該当分に○)	イ 資産運用 <input type="checkbox"/> 経営関与 ハ 関係会社の設立又は資金調達の支援 ニ 国内会社との合弁会社の設立 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法	

	(3) 事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性 (該当分に○)	イ あり () ロ なし
4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの		氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 国有企業等との関係 届出者との関係
		氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 届出者との関係
5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等		氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 届出者との関係 数量 株式 <input type="checkbox"/> 株 議決権 <input type="checkbox"/> 個 出資比率 議決権比率
	6 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無 (該当分に○)	イ あり () ロ なし
7 そ の 他 の 事 項		

届出受理年月日
及び受理番号

(記入要領)

数量・取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の絶株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

33 「1 発行会社」欄中「(5) 股東比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国

数を数量に加えること。

(3) 数量・取得・1任運用価額等 欄に「取得価額又は1任運用価額」について、発行会社が上場会社等(法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいいます。以下この記入要領において同じ。)である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を算出し、これを記入せよ。

「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、

届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる發行

すじめるときは、山眉省が本取引書において届け出る取扱の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（この指標をもつてこれを含む）各等に適用する要件を満たすものに限る。)もさ

の運用（その指図をすることを含み、令第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において

「所有等株式」という。)の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上

となる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつ

記入すること。山田書が本山田書によつて発行会社の株式の「一任運用をとよぶ」とある場合において、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行株式の総

の数及び出資者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合

届出者が本届出書によつて発行会社の株式、議決権又は議決権行使権を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後に付する権利を記載する場合は、本規則第2条第4項第2号に規定する審査権を有する議決権

おいて保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割

合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後

めつて、発行会社が工場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取扱の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者

別紙様式第二

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令株式の譲渡に関する届出書
持分

年月日

(宛先)
 財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣(警察庁)
内閣総理大臣(金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
 (日本銀行経由) 殿

	氏名		
	住所	国籍	
	職業		
届出者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)		

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金	円()	株(口) ()
	(5) 事前届出業種に該当する理由		

	(6) 事前届出業種に該当する連絡子会社等があるときは、当該連絡子会社等に関する事項		
2 株式譲渡 (持分) とする	(1) 譲渡しようとする 株式(持分)の数量、 譲渡価額等	数量	株(口)
		譲渡価額	円(一株(口)当たり) 円
		譲渡後の出資比率	%
(2) 譲渡の時期			
(3) 支払の受領の時期			
3 相手方	(1) 氏名又は名称 及び代表者の氏名		
	(2) 住所又は主たる 事務所の所在地	(3) 国籍 又は 設立国	
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容		
	(5) 譲受後の出資比率 及び議決権比率		
	(6) 譲受後の議決権比率	%	
4 譲渡目的 等	(1) 譲渡しようとする 理由		
	(2) 譲渡に伴う譲受者の 経営関与の方法		
5 その他の事項			

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずにを行うことができる対内直接投資等については、本届出書で届け出ることはできない。

2 本届出者は、株式又は持分の譲渡の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。

3 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国にたる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が當る事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める者）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下の記入要領において同じ。）に属する事業に該当する各事業所管大臣を明記すること。

4 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

5 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地城名も記入すること。

6 「届出者」欄中「連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

7 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

8 「2 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、「(5) 事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合」「(1) 発行会社」欄中「(1) 名称から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

9 「2 譲渡しようとする株式（持分）」欄中「(1) 譲渡しようとする株式（持分）の數量、譲渡価額等」欄中「譲渡者の議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された總株主の議決権の数を用いて差し支えなさい。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えなさい。

「2 譲渡の時期」欄について、本届出書受理日において、譲渡の時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における譲渡の予定期を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「3 支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の受領の時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理

日における支払の受領の予定期を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10 「3 相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地城名も記入すること。

11 「3 相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

12 「4 譲渡目的等」欄中「(2) 譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配にかかる契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記載すること。

13 「5 その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

14 本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する命令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「5 その他の事項」欄に記入すること。

15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記欄の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えなさい。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等認證欄

（日本産業規格A4）

別紙様式第三 (令2内閣総理大臣令第6・全般)

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

会社の事業目的の変更に際する届出書

年月日

(提出)
附置大臣及び事務所管大臣、附
置大臣、事務所管大臣を有する大臣
内閣總理大臣(總務官)、
外務大臣(外務官)、
農林大臣(農林官)、
厚生労働大臣(厚生官)、
経済企画大臣(企劃官)、
国土交通大臣(土交官)、
(本願行紙由)

氏名又は名称及び 姓の氏名	性別又は 主たる性別	性別又は 立場
住所又は主たる 事務所の所在地		
職業又は苦んで いる職業の内容		
ウェブページのリンク		
提出者となる法的被執 (親会社に○)	イ 所有者個人、ロ 外国人等、ハ イ及ハジ留後、開港地推 の現地化上を有している会社、ニ 構造的等 ホ イが現地の通商会社並の本邦人等、ヘ イヘリヤリに開港するもの	
代理人の氏名		
人住所又は主たる 事務所の所在地		
事務所担当者名(事務 員及び電子メールア ドレス)		

下記のとおり届出します。

1. 印名	略
2. 国木店の所在地	
3. 資本金	円(額決算の総数 個)
注: 事務所出資権に該当 する理由	

(6) 事務所出資権に該当す る運輸子会社等がある ときは、当該連結子会社 等に関する事項	
2. 行使する基準会社の額決算 の要旨等	数量 (提出時) 額決算の総数に占める割合 (提出時) %
変更前 变更後	
3. 同意の内容	
4. 同意の時期	
5. (1) 同意目的 同意目的等 (2) 同意に伴う義務 同様の方法 (3) 同意後の事業 計画 (4) 事務所出資権に 該当する事業の 取扱い	
<p>氏名又は名称及び 代波室の氏名</p> <p>住所又は主たる 事務所の所在地</p> <p>因務又は設立国</p> <p>職業又は苦んでいる 事業の内容</p> <p>ウェブページのリンク</p> <p>国有企业等との関係</p> <p>資本金</p> <p>提出者との關係</p>	
6. 提出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	

7 業務仲介者と特別の 關係にあるものとが取引等 をする同一發行会社の關係 権の収益等	氏名又は名称及び 代筆者の 庄名	
	住所又は主たる 事務所の 所在地	
	国籍又は 設立国	
	職業又は営んでいる 事業の 内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との 關係	
	取引量 総決済額	総 額
8 その他の事項		%

届出受理年月日
及び受理番号

「別紙」欄において、必要がある場合は本欄開帳欄を添付して記載を補足することがあります。
 17 届出書に届出者と特別の関係にあるものが所有する同一銀行会社の純次権の数量等
 欄中「数量」欄及び「純次権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（令第2条第19項第1号に該当する場合を除く）の純次権の数量等を記載する。ただし、純次権の所有者は個人又は法人その他の団体（店舗を除く）、純次権をもつたものに限ります。
 18 以下この記入要領において同じ。）が持所有する銀行会社の純次権の数（純次権のうち届出者が保有する銀行会社の純次権と持所有する銀行会社の純次権の数の合計）を示すもの。）及び当該純次権の数の当該銀行会社の純次権に占める割合を記入すること。
 19 その他要項欄に記載することができる場合は、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
 20 以上記載事項に記載する場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に沿って記入するが、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、差し替えること。
 (日本産業規格A4)

別紙様式第三の二 (令2内務省省令第6・改正)
 在籍法規：別紙請求書等に記入する場合

取扱又は監査役の責任による監査に関する届出書

(宛名)
 附書大臣及び審査官署大蔵、附
 1. 東京税務署所を所管する大阪
 □内閣總理大臣 (郵便行)
 □内閣總理大臣 (郵便行)
 □總務大臣
 □農林労働大臣
 □農林水産大臣
 □厚生大臣
 □國土交通大臣
 (本銀行註付)

氏名又は名称及び 代表者名	性別	年齢	職業又は 就業形態
住所又は主たる 事業場所の所在地			
職業又は業種の内容			
クレジットのリンク			
届出者となる法的権利 (該當部分に○)	イ 直接個人 イイ(いかが)直接、間接に同種の以上を有する他の ニ(いかが)直接、間接に同種の以上を有する他の ハ(いかが)直接、間接に同種の以上を有する他の ヒ(いかが)直接、間接に同種の以上を有する他の		
者 種 類 人	氏名又は名称及び 代表者名	性別	年齢
人	住所又は主たる 事業場所の所在地		
事 業 場 所 の 上 の 運 営 方 式 (アドレス)	事務担当者氏名、電話番 号、電子メールア ドレス)		

下記のとおり届出します。		
① 姓	姓	
1 本店の所在地		
2 定款上の事業目的		
金社	4 資本額	円 (純次権の枚数 個)
	5 事前監査権に該当 する理由	

(6) 事前届出業権に該当する蓮池子会社があるときは、該子会社等に関する事項	
2 行使する発行会社の権利の種類等 の数量等	
株式	割 額
(選出時 権利の総数に占める割合 %)	(選出時 %)
3 開 催 の 時 期	
(1) 取締役又は監査役の別 □ 取締役 □ 監査役	
(2) 自己株式又は持株比率 の別	
イ 自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る同意 ロ 以外の議案に係る同意	
(3) 候補者の氏名、住所 及び国籍	
4 4 (4) 候補者の任期	
5 (5) 候補者の経歴及び免職 歴	
(6) 提出者と候補者の関係 等	
(7) 候補者の選任に係る 議案に附記する旨	
(8) 本届出書において掲げ た出る問題に関する提出 者と発行会社との連 絡状況の有無	
イ あり () ロ なし	
(9) 事前届出業権に属する 事業への関与方針	
氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	
住所又は生たる 事務所の所在地	
国籍又は政治団 體	
職業又は営んでいる 事業の内容	
ウェブページのリンク	
5 提出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	

国有企業等との関係	
提出者との関係	
氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	
住所又は生たる 事務所の所在地	
国籍又は政治団 體	
職業又は営んでいる 事業の内容	
ウェブページのリンク	
6 提出時に提出者と特別の 関係にあるものが保有等 をする同一発行会社の 権利の数量等	提出者との関係
株式	権利の 割 額
7 事前届出免除制度によ り、発行会社の株式等の取得の 有無(該当分に○)	あり () なし
8 そ の 他 の 事 項	

届出受理年月日 及び受理番号

(記入欄)
 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を既先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第
2条第3号に規定する子会社をいい、外國の法令に基づいて設立された法人その他の法的主体及び外國
に主たる事務所を有する法人その他の法的主体を除く。)又は内閣府監督規制等に関する命令第3条第4
項の規定により監督規制等に関する命令第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が認め
た内閣府監督規制等に関する命令第1及び第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいづれ
に該当する場合に適用する。以下この記入欄等に記して同じ。)に属する事業を行なう
を旨とするものと認定する。
 2 「提出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正味な日本語表記がな
い場合はふりがな)と英語表記(正味な英語表記がない場合は省略)を併記すること。
 3 「提出者」欄中「住所又は生たる事務所の所在地」欄には、国又は地名を記入すること。

別紙様式第三の三 (令2内務省省令第2号・改) 表紙規: 内閣府登録等に付する命令

事業の全部の譲渡等の権利について行う場合に関する届出書

年月日

(住所)
うち、事前届出義務を負うる大区
□内閣府登録大区(東京都)
□横浜市(神奈川)
□名古屋市(愛知)
□大阪市(大阪)
□福岡市(福岡)
□熊本県(熊本)
□鹿児島県(鹿児島)
□沖縄県(沖縄)

(1)本業(会社)

代表者の氏名及び 代 表 者 の 氏 名	在 所 又 は 主 た る 地 事 業 の 所 在 地	國籍又は 國籍立場	
職務又は貢 爲 で い る 事 業 の 内 容			
ウェブページのリンク			
届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 内閣府登録大区 ハ その他特別法、規則等の規則以上を有するもの ニ その他の場合、ホ その他の選択肢を記入 ハ イヤホンで記載するもの		
氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	在 所 又 は 主 た る 地 事 業 の 所 在 地	國籍又は 國籍立場	
電話番号及び (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)			

下記のとおり提出します。

① 姓名	② 本店の所在地	③ 法律上の事業目的	④ 資本金	円(株式の総数 倍)
⑤ 事前届出義務に該当 する理由				

⑥ 事前届出権に該当す る通常子会社等がある ときは、各該子会社等 等に関する事項	資本	個 額
2 行使する発行会社の譲渡権 の數量等	譲渡権の総数に占める割合 (届出時)	%
3 同意の時期		
① 同意の対象となる 職業	イ 事業の全部の譲渡 ハ 事業の一箇の譲渡 ニ 子会社形式の譲渡 ホ 戻り合併 フ 新設合併 ハ 収取分割 ド 新設分割 テ 現物配当 リ 事業の廃止 又 全社の解散	
4 同意目的等		
② 謝意旨の事案 内容		
③ 謝意旨の事案 内容		
④ 謝意旨の事案に 照合する理由		
⑤ 本業出業権において届 け出る同意に関する 結果と発行会社の 間の運営状況の有無	あり() なし	
6 届出者の事業力等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名 在 所 又 は 主 た る 地 事 業 の 所 在 地 國籍又は國籍立場 職務又は貢 為 で い る 事 業 の 内 容 ウェブページのリンク 国有企业等との関係	

	届出者との關係	
	氏名又は名条及び 代表者の氏名	
	住所又は本たる 事業所の所在場所	
6 届出時に届出者と特別の 關係にあるものが供有等 をする同一実行会社の 確決権の該当事項	国籍又は設立国	
	職業又は當んでいる 事業の内容	
	ウェーベージョリンク	
	届出者との關係	
	款	確決権
	確決権比率	%
7 事前届出免除制度による 実行会社の株式等の取得の 有無(該当分に)	イ あり () ロ なし	
8 その他の事項		

届出受理年月日
及び受理番号

別紙様式第四 (令2内務省省令第2号農水産業公営審令6・全改)
規則法規: 内部監査規則等
に関する命令

支店等の設置に関する届出書

(宛名)	
財務大臣及び事業所管大臣所管する大臣 内閣総理大臣(厚生省) 内閣総理大臣(文部省) 厚生労働大臣 厚生労働省 農林省 国土交通大臣 (日本銀行頭取)	
代表者の氏名	
住所又は主たる事業所の所在地	国籍又は 政治派閥
職業又は専門で いる事務の内容	

クエバージュのリンク	
届出者と連絡個人　□ 外國人等 ハイロードのために外國人等の連絡をするもの (該部分に○)	
代表者の氏名	
代表者の住所	
法人事業所の所在地	
電話上の連絡先 (被當者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)	

下記のとおり提出します。	
1) ① 印名 ② 所在地 ③ 職業 ④ 事業目的 ⑤ 事業登出種類 ⑥ 依当する理由 ⑦ ⑧ 依存登出期間	

等 第	(7) 設置しようとする理由	
	(8) 設置に伴い変更する不動産及びこれに関する権利の内容	
	(9) その他の事項	
2 提出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称又は代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地	
	圖書	
	説明又は記載する事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企業等との関係	
提出者との関係		
3 その他の事項		

届出受理年月日
及び受理番号

(E) 著作権

- 1 本冊出書は、財團法人日本版画美術会所有者であると共に、著作権を日本版画美術会、財團法人日本版画美術会の運営母体である株式会社アートナビゲーション及び、支那版画美術会に共同で所有するものと定めます。
（但）別巻1「中国版画」に掲載される版画は別途版画出版社から著作権をまでいわゆる「無権使用」でない出来事という。以下の「著作者」においては、「著者」をもってする版画出版社を指す。
- 2 「著者」は、中華人民共和国の「著作者の氏名」は、日本版画美術会（正式な日本版画美術会のない場合はふくらひ）と英語表記（正式な英語表記のない場合は）を併記すること。
- 3 「編集者」は、中華人民共和国の「著作者の所在場所」欄には、国名は記入すること。この場合、日本版画美術会の所在地である日本に在住する著者を除く。
- 4 「翻訳者」は、著者と同一の欄に記載し、著者と区別する。著者と同一の欄に記載し、著者と区別する。
- 5 「原書名」は、著者と同一の欄に記載する。著者と同一の欄に記載する。

別紙様式第五 (令2 内閣總省財支科厚勞農水經產國交環省令6・全改)

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

種類の変更に関する届出書

(先) 时務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事務局出業務を所掌する大臣
□内閣總理大臣 (警察庁)
□内閣總理大臣 (金融庁)
□総務大臣
□厚生労働大臣
□農林水産大臣
□経済産業大臣
□国土交通大臣
(土木・運輸省)

番号	文部省の名義 著者の方の名	所蔵者 または主たる 利用者	国権又は 政令國
出 版 社	タツノコ ス	イ バ シ ム ジ カ シ テ ル ス	外 國 人 類 書 類 等 の 圖 書 に 關 する 學 術 上 的 な 目 的 を 有 す る もの

氏名又は名称及び
姓の氏名

下記のとおり届出します

(1) 名 称		
(2) 所 在 地		
(3) 教授名 受講者番号 月日及び受講要旨		
(4) 説 明 年 月 日		
(5) 類 别	変 更 前	変 更 後

届 令 等	事業目的	変更前	変更後
	(7) 事務提出義務に該当する理由		
	④ 変更予定期		
	⑤ 変更しようとする理由		
加) 変更に伴い取扱する不動産及びそれに附する権利の内容			
註) その他の事項			
2 展示者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事業所の所在地		
	国籍又は税立国		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	即ち企業等との関係		
	届出者との関係		
3 その他の事項			

提出受理年月日
及び受理番号

(記入表側)

- 1 本籍出書は、支店等の種類又は事業目的の変更の別に記入すること（種類及び書籍目的の変更を同時に行おうとするときは、この限りでない。）。この場合において、本籍出書の欄紙に記載の種名のうち本籍出書は、より大目に記入する内容に付すとし。
- 2 本籍出書は、より大目に事業所管大臣を記入しとし、支店等が苦む事前届出業務（対内直接投営

2 金額	
3 契約時期	
4 貸付時期	
5 条件	(1) 金利
	(2) 期間
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)
6 貸付金の用途	
7 貸付目的等	(1) 貸付目的
	(2) 貸付けに伴う経営関与の方法
	(3) 貸付け後の事業計画
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い
8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 国有企业等との関係 届出者との関係
9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 届出者との関係
10 その他の事項	

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を先とし、金銭の貸付けの相手方が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)を併記すること。

3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立開拓法を管轄する国を設立国として記載すること。

5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。

7 「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8 「1 相手方」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、金銭の貸付けの相手方の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9 「3 契約時期」欄について、本届出書受理日において、契約時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における契約の予定期日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

10 「4 貸付時期」欄について、本届出書受理日において、貸付時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における貸付の予定期日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

11 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。

(例:〇年〇月を第1回とし、以降1年ごとに〇年〇月まで〇回〇円ずつ回収。)

12 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営開拓」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付の目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。「(2) 貸付けに伴う経営開拓の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営開拓の方法ができる限り具体的に記入

本の本業方等に影響を及ぼすものも既存企業等（対内直接投資等に関する命令（以下この記入欄において「令」という。）第3条の2第1項第3号から第5号まで掲げるものを「う。」）との資本關係その他の支配關係を記入すること。
 13 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との關係」欄及び「7 届出時に提出者と被提出者の間からその他の關係を有する場合」欄において、必要がある場合には本欄提出者と被提出者の間からその他の關係を有する場合に該当する場合があるときは、
 14 「7 届出時に提出者と特別の關係にあるもの」欄には、届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式投資者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人のうち、日本に設立された会社の代表者又は監査役等の職務を有する者（以下「日本設立会社」）、日本に記入した会社の形式、又は分離して同様の株式を有するもの等を記入すること。
 15 本届出書で届け出る事業者の事業について、法第27条第3款第1号イ又はロに掲げる事業が生じないよう適切な措置を講じていて該会社に該する子の内容等、監査にあたり有効な事項があれば、任に付する旨の記載を行なう場合は、監査に付する旨の記載を行なうこと。
 16 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A-4の別紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない、別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と表示し書きを行うこと。
 （日本産業規格A-4）

別紙様式第七

別紙様式第七

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

社債の取得に関する届出書

年月日

(先方)

財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
 □内閣総理大臣（警察庁）
 □内閣総理大臣（金融庁）
 □総務大臣
 □厚生労働大臣
 □農林水産大臣
 □経済産業大臣
 □国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍又は 設立国	
職業又は営んで いる事業の内容			
ウェブページのリンク			
届出者となる法的根拠 (該当方に○)		イ 非居住者個人 口 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に 議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために取得するもの	
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 主たる事務所の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 事前届出業種に該当する理由	
	(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	

2	銘柄 (発行日、記号等)	額面総額	取得価額	利率	償還日及び元利の支払方法	同一銘柄の発行総額														
3 取得の時期																				
4 支払の時期																				
5 取得目的等	(1) 取得目的																			
	(2) 取得に伴う経営関与の方法																			
	(3) 取得後の事業計画																			
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い																			
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所又は主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業又は営んでいる事業の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェブページのリンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国有企業等との関係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>届出者との関係</td> <td></td> </tr> </table>							氏名又は名称及び代表者の氏名		住所又は主たる事務所の所在地		国籍		職業又は営んでいる事業の内容		ウェブページのリンク		国有企業等との関係		届出者との関係	
氏名又は名称及び代表者の氏名																				
住所又は主たる事務所の所在地																				
国籍																				
職業又は営んでいる事業の内容																				
ウェブページのリンク																				
国有企業等との関係																				
届出者との関係																				
<table border="1"> <tr> <td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所又は主たる事務所の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国籍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業又は営んでいる事業の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウェブページのリンク</td> <td></td> </tr> <tr> <td>届出者との関係</td> <td></td> </tr> </table>							氏名又は名称及び代表者の氏名		住所又は主たる事務所の所在地		国籍		職業又は営んでいる事業の内容		ウェブページのリンク		届出者との関係			
氏名又は名称及び代表者の氏名																				
住所又は主たる事務所の所在地																				
国籍																				
職業又は営んでいる事業の内容																				
ウェブページのリンク																				
届出者との関係																				
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの																				
7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの																				
8 その他の事項																				

届出受理年月日及び受理番号	
---------------	--

(記入要領)

1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社(以下この記入要領において「連結子会社等」という。)が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までいづれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(正式な英語表記がない場合は省略)併記すること。

3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「その他の事項」欄に記入すること。

7 「届出者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8 「1 発行会社」欄中「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。
事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

9 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄から「(1) 名称」「(4) 事前届出業種に該当する理由」欄(「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。)に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

10 取得しようとする社債が転換社債及び新株引受け社債の場合は、「2 取得しようとする社債」欄の「銘柄」欄にその旨記入すること。また、「償還日及び元利の支払方法」欄は、次の例にならって記入すること。

(例: 債還日は〇年〇月〇日、元利金は本判において円価で支払う。)

11 「3 取得の時期」欄について、本届出書受理日において、取得の時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

12 「4 支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6ヶ月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること(未定であれば、その旨明記すること)。

13 「5 取得目的」欄中「(1) 取得目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得目的(目的が複数ある場合はその全て)を記入すること。「(2) 取得に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における

る株主提案案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 取得後の事業計画」欄には、取得後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、取得後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。

14 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等(租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。)を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合は、その業務執行組合員(同号に規定する業務執行組合員をいう。)の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド(特定組合等を除く。)であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等(内直接投資等に関する政令第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。)との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債(内直接投資等に関する政令第3条第16項第1号に規定する社債をいう。)を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるものの(届出者を内直接投資等に関する政令第3条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)が当該社債を所有しているとき又は当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け(法第26条第2項第7号に規定する金銭の貸付けをいう。)を行っているときに記入すること。

18 届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「8 その他の事項」欄にその旨を記入すること。

19 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支え。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

(日本産業規格A4)

別紙様式第七の二

根拠法規：内直接投資等に関する命令

議決権代理行使受任に関する届出書

(宛先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣(警察庁)
内閣総理大臣(金融庁)
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
届出者となる法的根拠 (該当分に○)			
イ 非居住者個人 <input type="checkbox"/> 外国人等 <input type="checkbox"/> ハイ及びローバイ、間接に議決権の5%以上を保有している会社 <input type="checkbox"/> ニ 特定組合等 ホ イが投票の過半数を占める本邦法人等 <input type="checkbox"/> ヘ イへのためご代理権行使受任をするもの			
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 事前届出業種に該当する理由	

	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
	(8) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他	
2 受任しようとする議決権	(1) 数量等	数量 個 受任後の議決権比率 % (最も多く受任する場合) (受任前の比率 %)	
	(2) 受任の目的及び内容		
	(3) 受任の時期		
	(4) 株主総会の時期及び種別		
	(5) 受任の相手方	氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
委任数量			
3 業受計画後等の事	(1) 受任後の事業計画		
	(2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		

5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数量 個	
	議決権比率 %	
6 その他の事項		

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

(記入要領)

1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める旨）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲載されていない業種をいう。以下の記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）、英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄及び「5 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏

名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他」欄に記入すること。

7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8 「1 発行会社」欄中「[4] 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合で、直近に提出された有価証券届出書（金融商品引渡法第2条第7項に規定する有価証券届出書）という、以下この記入要領において同じ）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任しようとする議決権」欄中「[1] 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「[2] 届出時との割合」欄中「[3] 議決権比率」の算定に當たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合も、同様。

9 「1 発行会社」欄中「[5] 外資比率」欄には、外国投資家（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「外資」という。）第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数が発行会社の発行株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからぬ場合は、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式の数の割合を用いて差し支えない。

10 「1 発行会社」欄中「[6] 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種に該当する理由を記入すること。事前届出業種に該当する場合は、その旨明記し同表示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入して差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11 「1 発行会社」欄中「[7] 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を含む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「[1] 名称」欄から「[6] 事前届出業種に該当する理由」欄（「[3] 定義」欄に記入することとなる事項）及び発行会社による出資比率に記入すること。

12 「1 受任しようとする議決権」欄中「[1] 数量等」欄に「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「外法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。）以下この記入要領において同じ。）である場合においては、当該議決権を代理行使受任の後における届出者が保有等する発行会社の実質保有等の割合を記入すること。「[2] 受任の目的及び内容」欄には、「[1] 受任の目的」欄に「[1] 事前届出業種に該当する理由」欄（「[3] 定義」欄に記入することとなる事項）及び「[2] 受任の目的」欄に「[1] 事前届出業種に該当する理由」欄（「[3] 定義」欄に記入することとなる事項）による出資比率に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出た当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有するところとなる議決権の数に占める割合を記入すること。

「[2] 受任の目的及び内容」欄には、「[1] 受任の目的」欄に「[1] 事前届出業種に該当する理由」欄（「[3] 定義」欄に記入することとなる事項）及び「[2] 受任の目的」欄に「[1] 事前届出業種に該当する理由」欄（「[3] 定義」欄に記入することとなる事項）による出資比率を用いて議決権代理行使を行おうとする議案については、可能限り記入すること。ただし、届出時点では、議案が不明な場合は、「[不明]」と記入して差し支えない。

「[3] 受任の時期」欄について、本届出書受理日において、受任の時期が確定していない場合、「[1] 受任後の事業計画等」欄中「[1] 事業計画等を記入すること。また、受任によって得た権限を用いて議決権代理行使を行おうとする議案については、可能限り記入すること。ただし、届出時点では、議案が不明な場合は、「[不明]」と記入して差し支えない。

「[4] 株主総会の時期及び種別」欄中「[種別]」については、「[定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13 「[3] 受任後の事業計画等」欄中「[1] 受任後の事業計画等」欄には、受任後に発行会社の事業計画等を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「[2] 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

14 「[4] 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものと認定すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その議決権を有する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15 「[5] 届出者に特別の関係にあるものが保有等する同一発行会社の議決権の数量等」欄について、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入。最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものと認定すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その議決権を有する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

16 「[3] 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「[1] 国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと資本関係その他の支配関係を記入すること。

17 「[5] 届出者に特別の関係にあるものが保有等する同一発行会社の議決権の数量等」欄及び「[5] 届出者に届出者と特別の関係にあるものが保有等する同一発行会社の議決権の数量等」欄において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者が令第2各第1号に規定する性大臣指揮者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当するものとみなされる非官選者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号第5号までに掲げるものをいう。）以下この記入要領において同じ。）が保有する同一発行会社の実質保有等議決権の数（「[1] 数量等」欄中「[1] 数量等」欄に「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

18 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A-4の用紙により上記順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A-4）

別紙様式第七の三

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使委任に関する届出書

(宛先)
 財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣（警察庁）
内閣総理大臣（金融庁）
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

	氏名	
	住所	国籍
	職業	
届出者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)	

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 事前届出業種に該当する理由	

	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 する 議決 権 よ う と	(1) 数量等	数量 個 委任後の議決権比率 %
	(2) 委任の目的及び内容	
	(3) 委任の時期	
	(4) 株主総会の時期及び種別	
3 委任 の 相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	(3) 国籍 又は 設立国
	(4) 職業又は営んでいる事業の内容	
	4 その他の事項	

届出受理年月日 及び受理番号

(記入要領)

1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外國に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。)又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社(以下この記入要領において「連結子会社等」という。)が営む事前届出業種(対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までいはずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。)に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。

- 2 「届出者」欄中「氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
 3 「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。
 4 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
 5 「1 発行会社」欄中「[4] 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出手書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出手書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出手書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。
 6 「2 委任しようとする議決権」欄中「[1] 数量等」欄に「[5] 委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合も、同様とする。
 7 「2 委任しようとする議決権」欄中「[5] 事前届出手業種に該当する理由」欄には、事前届出手業種を記入すること。
 8 「2 委任しようとする議決権」欄中「[1] 数量等」欄に「[5] 委任後の議決権比率」について、事前届出手業種が対象直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業者監督官に定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しつつ告示に該当する業種を記記すること。
 9 「2 委任しようとする議決権」欄中「[3] 定款の時期」欄について、本届出手業種において、その場合、本届出手業種における委任の予定期日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
 10 「2 委任しようとする議決権」欄中「[4] 株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定期株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。
 11 「3 委任の相手方」欄中「[2] 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
 12 「3 委任の相手方」欄中「[3] 国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
 13 「その他の事項」欄には、届出者が居住者であった期間、委任しようとする議決権を取得了した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。
 14 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第七の四

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

共同議決権行使期間取得に関する届出手書

(宛先)
 財務大臣及び事業者監督官大臣 殿
 うち、事前届出手業種を所管する大臣
 内閣総理大臣(警察庁)
 内閣総理大臣(金融庁)
 総務大臣
 総務省労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣
 (日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名		国籍又は設立国
	住所又は主たる事務所の所在地		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 口 外国人等 ハ イ及びロが直後、間接に議決権の60%以上を保有している会社 ニ 特定船舶等 ホ イが投票の過半数を占める本邦法人等 ヘ イへのため共用船舶に議決権を取得するもの	
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名		
住所又は主たる事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	[1] 名称	
	[2] 本店の所在地	
	[3] 定款上の事業目的	
	[4] 総議決権	個
	[5] 外資比率	%

	(6) 事前届出業種に該当する理由	
	(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項	
2 同意取得しようとする議決権	(1) 数量等	数量 個 同意取得後の議決権比率 % (最も多く同意取得する場合) (同意取得前の比率 %)
	(2) 同意取得の目的及び内容	
	(3) 同意取得の時期	
	(4) 株主総会の時期及び種別	
	(5) 同意取得の相手方	氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地 同意数量
3 事業計画取得等の後	(1) 同意取得後の事業計画	
	(2) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
4 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 国籍 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 国有企業等との関係	

	届出者との関係	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国 稽	
5 届出時に届出者と特別の関係 にあるものが保有等をする同一 発行会社の議決権の数量等	事業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数 量	個
	議 決 権 比 率	%
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国 稽	
6 届出時に同意取得の相手方 と特別の関係にあるものが 保有等をする同一発行会社 の議決権の数量等	事業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	同意取得の相手方 との関係	
	数 量	個
	議 決 権 比 率	%
7 そ の 他 の 事 項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

1号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)が保有する発行会社の実質保有等議決権の数(議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権、当該共同議決権行使同意取得に係る議決権及び届出者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権(「すなわち、「2. 同意取得しようとする議決権」欄中「[1]」数量等)、欄中「同意取得後の議決権比率」及び「5. 届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等)、欄中「議決権比率」の対象とする議決権)と並扱するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。)及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

20. 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第八

別紙様式第八 (令2内閣省財務省厚生省農水省産業省監査令3・全改)
供給契約: 内閣直接投資等
に属する余合

株券の庄蔵に関する通知書

年 月 日

(日本銀行経由)

氏名又は名跡及び代表者の氏名 _____

住所又は所在地 _____

職業又は業種 _____ 担当者 電話 _____

外国為替及び外國貿易法第27条第7項の規定により、 年 月 日付

第 号をもつて交付された内閣直接投資等の 内容変更
の書面について、下記のとおり通知します。

記

1. 諸者の別 (該當分に○)	<input type="checkbox"/> 応諾する。	<input type="checkbox"/> 応諾しない。
2. 内閣直接投資等の内容		
3. 届出受理年月日		4. 届出受理番号

(日本産業規格A4)

別紙様式第八の二 (令2 内務省文部省農林省令5・全改)
横罫法規：効力直接委託等に關する命令

勧告の応諾に関する通知書

年 月 日

(日本銀行経由)

氏名又は名称及
ては患者の氏名

住所又は所在地

外国為替及び外国貿易法第28条第7項において準用する同法第37条第7項の規定に

より、 年 月 日付第 号をもつて送付された特定期取得の

内容変更の報告について、下記のとおり通知します。

四

1 築否の別(該當部分に○)	<input checked="" type="checkbox"/> 应諾する。	<input type="checkbox"/> 应諾しない。
2 審定取扱の内容		
3 届出受理年月日		4 届出受理番号

〔日本魔術研究会〕

別紙様式第九 (令2 内閣総理大臣等に於ける外國交渉官の監視規則)

総 結
技術導入契約の 变更に関する届出書

（日本銀行経由）	
氏名又は名前及び 代表者の氏名	
住所又は主たる事務所の所在場所	
職業又は販んで いる事業の内容	
実際の相手方との資本関係	
イ 田中洋行の相手方	

下部の上部に露出：皮膚

9 技術導入契約の締結等の時期	
10 技術導入契約の締結等をしようとする理由	
11 その他の事項	

届出受理年月日
及び受理番号

(日本産業規格A4)

別紙様式第十

別紙様式第十 (令2 内閣總務省財政科等旁委水經庫國交課省令5・全改)
規則法規: 对内直接
規則法規: 關税本

物質の成績不確する通知書

第五章

(反本朝所禁書)

氏名又は名稱及

担当者
電話

外国為替及び外貨貿易法第30条第7項において準用する同法第37条第7項の規定

以上より 一九一九年一月廿一日付 渡
骨をもつて送付された桂樹葉と薔薇の

規約第2条の「内容変更」の範囲について、下記のとおり通知します。

1

1 著者の方（該当に○）	イ 応募する。		ロ 応募しない。
2 技術導入契約の締結等の内容			
3 届出受理年月日		4 届出受理番号	

(日本語版規格)

別紙様式第十一

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣 暫
(日本銀行経由)

氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名		
住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は 設立国	
職業又は営んでいる事業の内容			
ウェブページのリンク			
報告者となる法的根拠 (該当分に○)			
氏名又は名称及び 代理人代表者の氏名	責任者の氏名		
住所又は主たる事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者の氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時 円(株(口)) 取得後又は一任運用後 円(株(口)) 取得前、一任運用前又は設立時 個 取得後又は一任運用後 個
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 % (取得前又は一任運用前 %)
2 用取 得を した は 一 株 一 任 運 用	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 □ 店頭売買銘柄 ハ その他
	(2) 取得又は一任運用の態様	

(3) 数量、取得・一任運用価額等	数量	株式	株(口)
	取得価額又は一任運用価額	円(一株(口)当たり円)	
	取得後又は一任運用後の出資比率 % (取得前又は一任運用前の比率 %) 取得後又は一任運用後の議決権比率 % (うち受任分 %) (取得前又は一任運用前の比率 % (うち受任分 %))		
3 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	数量	株式	株
	議決権	個	
	出資比率 %		
4 (1) 氏名又は名称 運取 用取 得を した は 一 株 一 任 運 用	(2) 住所又は主たる事務所の所在地		
	(3) 謲渡数量		
5 取得年月日			
6 支払年月日			
7 その他の事項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。		

(記入要領)

- 報告者が、外国為替及び外國貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の第1項の規定により、法第27条第1項の規定による届出をせずに行った対内直接投資等については、本報告書で報告することはできない。
- 本報告書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合は英語表記（正式な英語表記がない場合は省略））を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」欄に「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について

て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

- 11 「「発行会社欄に「資本金 総額決議」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分か
らない場合には、直近に提出された有価証券報告書(商品企画品等引法第2条第1項に規定する有
価証券届出書をい)以下この記入要領において同じ。)」欄に有価証券報告書(同法第24条第1項に規
定する有価証券報告書をい)以下この記入要領において同じ。)」又は半期報告書(同法第24条第5項
に規定する半期報告書をい)以下この記入要領において同じ。)」に記載された総株主の議
決権の数を用いて差し支えなく、なお、発行会社の総株主の議決権が分かれ、また、発行会社
が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書又を提出していない場合にあっては、「不明」
と記入して差し支えなく。又「取得又は一任用をした株式」欄に〔3〕数量、取得・任
用額等欄に「取得後又は一任用後の議決権比率及び〔3〕取得等時に報告者と特別の間
にあるものの所有等を同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄に「議決権比率」の算定
に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合も、同様とする。

12. 「[1] 発行会社」欄中「[5] 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国人投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券定期報告書又は有価証券報告書に記載された国外法人等の所有株式の割合を用いて差し支えない。

13. 「[3] 数量、取得・一任用額等」欄中「[取得後又は一任用後]の差し支え」について、韓

「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限の取得を報告する場合であ

- つて、発行会社が上場会社等であるときは、報道者が本報告書において報告する取得の後ににおいて保有する発行会社の実質買収等権利（令第2条第4項第二号に規定する実質買収等権利をいいます。以下この記述を「おいて同一」といいます。）の数が発行会社の総議決権を占める割合を記入すること。報道者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。報道者が本報告書により発行会社の株式への一任用度を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任用度の記入の後の「おいて同一」の欄に、報道者が本報告書による同一発行会社の株式及び議決権の数量等、欄については、「発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄、「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報道者が本報告書により発行会社の株式、議決権又は当該権利の取得を報告するときにあつては、報道者と特別の関係にある報道者（報道者全員が同一の権利を有する権利統合式取得者等とした場合に同様に記入するもの）が該当するところなら非居住者は個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5項までに掲げるもののに限る。）という、以下の「取扱い要領における同一」が所有する同一発行会社の所有等株式（「所有等株式」のうち報道者が所有する発行会社の所有等株式（「所有等株式」のうち報道者が所有する同一発行会社の所有等株式））の取扱いを記入すること。」

- 15 「4 取得又は一任運用の相手方」欄は、報告者が相対による方法により取得又は一任運用をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際の取引の相手をいなう。

の取引の相手方をいう。

16 対内直接投資等に関する命令第7条第2項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い作成

- (1) 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(3) 取得又は一任運用の態様」欄には

(1)「〔2〕取扱又は一社運用をした株式（持分）」欄中「〔2〕取扱又は一社運用の態様」欄に「引受けに係る取得」と記入すること。

株式の数及び実質保有等議決権の数を記入し、また、「取得後又は一任運用後の出资比率」には、当該行為を行つた日の翌日における出资比率を、「取得後又は一任運用後の議決権比率」には、当該行為を行つた日の翌日における議決権比率(当該実質保有等議決権の数の総議決権に占める割合)を記入すること。

- (3) 当該報告の対象となつた上場会社等の株式の取得が令第3条第2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合は、「7 その他の事項」欄に、その理由（同項第1号に掲げる対内直接投資等に該当するものである場合は、発行会社が営む事前の出資業（対内直接投資等の場合には対内直接投資）を記入すること。

等に該当するものであつて、発行元が並びて前届山本大蔵、又は内閣直接投資等の発行元の業種の規定に基づき財務省大臣及び事業所監督大臣が定めることを除く。但し、別表第1及び別表第2に掲げる業種は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。) 又は発行会社に前届出業種

- 種に該当する連結子会社等（発行会社の子会社の（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外國の法律に基いて設立された法人その他の団体及び外國に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。））及び対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社をいう。）

17 がある場合における当該連結会社等の名称、本店の所在地及び事前提出業種)を記入することとし、上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と記入し、あくまでも記入せよ。

- (日本産業規格 A 4)

(日本産葉規格A 4)

6 報告者の属性	<p>(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの</p>	<p>氏名又は名称及び代表者の氏名 住所又は主たる事務所の所在地 固有名又は設立国 職業又は営んでいる事業の内容 ウェブページのリンク 国有企业等との関係 報告者との關係</p>
	(2) 特定株主	
	(3) 役員構成	
	(4) 貨物販当性	<p><input type="checkbox"/> 本報告書で報告すること契約会社の株式等の取扱時点において對外的財政状態を算出する場合第3条の2第1項各号に該当する場合は路線せん。</p>
7 監査可否と監査権限等の属性	<p>(1) 投資可専金融機関等の種類等</p>	<p><input type="checkbox"/> 対内直接投資等に関する法令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する法令第3条の2第4項第1号(第3種金融商品引当引手)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第2号(運用会社)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第3号(投資人)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第4号(銀行)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第5号(保険会社)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第6号(適用済信託会社)</p> <p><input type="checkbox"/> 同項第7号(高通直引行会者)</p> <p><input type="checkbox"/> 投資銀行業務等を行っています。</p>
	(2) 監査を受けている監査官の所在及び監査官の名前(英語表記)	
	(3) 野辺司等の株式となる法令の名前(英語表記)	

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式、持分、離決済、離決権行使等推進若しくは共同裁決権行使同意の取扱又は株式の一括売却の別に記入すること。この場合において、本報告書の類似に記載の略称のうち本報告書により報告する内容に付すこと。
- 2 本報告書により報告する内容が本特許取得に該当する場合、本報告書の類似に記載の「本報告書で解説する内容は必ず記載せしめます。」欄に付すること。

別紙様式第十二 (令2内務省財文科厚労農水経産国交環省令5・全改)

規制法規対内直接投資等
に関する論文

英式の諸書に関する報告書

持 分 の 諸 機 に 関 す

財務大臣及び事業所管大臣

氏名		名	
姓		姓	姓
住所		住所	住所
電話番号		電話番号	電話番号
責任者の氏名			
氏名又は名前及び 生年月日、性別、 住居又は本たる 事務所の所在地			
事務上の通称、先 任担当者氏名、新規取引及 他取引の担当者氏名			

下記のとおり報告します。				
先 行 会 社	①名 称			
	②本店の所在地址			
	③定期的な事業目的			
	④販賣本 金	円()	換 (D)	
2 調査した結果 (得失の) 情 勢、競争情勢等	業 務 量	株 (口)		
	従業員数	%	一株 (口) 当たり	
調査対象の出資比率				円()
相 格 方 方	⑤氏 名 又は 会 社			
	⑥在所又は主たる事務所の所在地址			
	⑦同上又は異なるいる業種の内 容			
	⑧譲 受 數 量	株	譲受の出資比率	
	⑨ 謙 度 年 月 日			
10 文 払 の 受 習 年 月 日				
11 そ の 他 の 事 項	<input type="checkbox"/> 営業会社及びその連絡会社等は事前届出業態に属する事を を行っていない。			

〔記入用書類〕

- 本報告書は、被災式又は再分の調査の際に記入すること。この場合において、本報告書の書類に記入する場合は、該書類の右上部に「別紙」と記入する。
- 「被災名」欄に記入する場合は、(左)住居地名(右)住居番地(左)生年(右)死年(左)性別(右)性別記載がない場合は性別を記入すること。
- 「被災名」欄に「住居」欄に記入する場合は地名を記入すること。
- 「被災名」欄に「職業」欄に記入する場合は、職業名を記入すること。
- 「被災名」欄に「年齢」欄に記入する場合は、年齢を記入すること。
- 「被災名」欄に「性別」欄に記入する場合は、性別を記入すること。
- 「被災名」欄に「性別記載」欄に記入する場合は、電子メールアドレスの書類に「性別なし」と記入すること。

〔3. 「住居名」欄〕
「住居名」欄は、(左)出生地又は主たる生前の住所(右)地名には、国又は地域名等を記入すること。

〔4. 「性別」欄〕
「性別」欄又は「性別記載」欄には、性別用語である「男」「女」又は「男」「女」のうちのどちらかの性別を記入すること。

〔5. 「年齢」欄〕
「年齢」欄に記入することができる年齢は、日本標準統計年齢Aの用語による上記記載欄に従う。ただし、年齢を記入する際は、年齢を算定して差し正しえまない。別紙を廃止する場合は、各別紙の右上に「削除」と表示し、参考を付す。

削除

別紙様式第十六 (令2内閣総理大臣が公表する場合の用印・文書)
別紙様式: 内閣総理大臣が公表する場合の用印・文書

金銭の貸付けに関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣

(日本語)

氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名
住所又は主たる 事業所の所在地	国籍又は 税立場
職業又は営んで いる事業の内容	
クレジットのリンク	
報告者となる法人の名称 (該当分に○)	
氏名又は名称及び 代理人の氏名	責任者の氏名
住所又は主たる 事業所の所在地	
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)	

下記のとおり報告します。

1 (1) 名 称	
2 (2) 主たる事業所の所在地	
3 (3) 報告上の事業目的	
4 貸付年月日	
5 (1) 金 利	
6 (2) 期 間	
7 (3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 □ 分割(具体的に記入すること。)

6 その他の事項	□ 相手方は事前届出義務に属する事業を行っていない。
----------	----------------------------

- (記入要領)
 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について指摘された者の氏名を記入すること。
 2 代表人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
 3 「報告者」欄に「氏名又は名称及び代理人の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記が
ない場合は、英語等の表記)で記入すること。
 4 「報告者」欄に「住所又は主たる事業所の所在地」欄には、国又は地名をも記入すること。
 5 「報告者」欄に「国籍又は税立場」欄には、報告者が外債仕入元である場合は当該個人の國
籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の登録の登録地を記載
すること。
 6 「報告者」欄に「クレジットのリンク」欄についての本項の内容等が記載された
ウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先 URL を記載すること。該当する
ウェブサイトが存在しない場合には、該当する欄に記入しないこと。
 7 「報告者」欄に「報告者及び公表の法規」欄には、「(イ)」及び「(ロ)」の①既存
又は新規、②住所又は主たる事業所の所在地、③監査又は監査人でいる事業の内容、を「(ア)」
の範囲で記入すること。
 8 「報告者」欄に「事務上の連絡先」(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)欄につい
て、電子メールアドレスがない場合は、電子メールアドレスの欄に「記入なし」と記入すること。
 9 「(3) 元本の回収方法」欄は、「(イ) 分割」により回収する場合は、次の例
(例: ○毎年の1月1日とし、以降1年ごとに○年の○月まで回○円ずつ回収)
上記通り記入することができない場合は、日本通貨換算表A4の用紙により上記事項の欄に記
入つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右に「別
紙」と明記し、差し支え。

(日本通貨換算表A4)

別紙様式第十六の二 (令2 内消費税財政局別農水産業支税率令3・全改)
特徴法規: 对内或流投資等に付する命令

事業の実績に付する報告書

年月日

販賣大区及び事業所管大区 地 (日本銀行新規)			責任者の氏名
氏名又は名前及び 登録番号	住所又は主たる 事業場所の所在 地	職務又は販売 する事務の内容	国籍又は 國籍立國
ウェブページリンク 報告者となる法的代表 (担当者名)			責任者の氏名
氏名又は名前及び 代表者名	住所又は主たる 事業場所の所在 地	(担当者名、電話番 号及び電子メールア ドレス)	

下のとおり報告します。		
1	①名 称	
②本店の所在地		
③定款上の事業目的		
④資本金 円		
2	年月日	
3	本業の対象	
4	<input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 受取分割 <input type="checkbox"/> 合併	
②承認対象の事業内容		
③報告者と対象会社の関係		

5 その他の事項	□ 承認対象の事業に事前監査(審査)に付する事項は含まれていない。
----------	-----------------------------------

(記入要領)
 1. 「責任者の氏名」には、報告の提出について指摘された者の氏名を記入すること。
 2. 代表者が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
 3. 「報告者」欄中「氏名又は名前及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正しく日本語表記がな
い場合は、日本語表記に記入する)で記入すること。
 4. 「報告者」欄中「住所又は主たる事業場所の所在地」欄には、国又は地名を記入すること。
 5. 「報告者」欄中「職務又は國籍立國」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍
を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人の地元の住所又は開設場所を記載する
こと。
 6. 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、販売の内容等が記載されたウェ
ブサイトが存在する場合は、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェ
ブサイトが複数ある場合は、複数のURLを記載すること。
 7. 「報告者」欄中「報告者となる法的組織」が「」に記入する場合、「」及び「」の氏名
又は名前、住所又は主たる事業場所の所在地、③職務又は販売している事業の内容、を「」その他
の事業に記入すること。
 8. 「報告者」欄中「電子メールアドレス」欄に記載する場合は、電子メールアドレスの記述に
て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該空欄」と記入すること。
 9. 「上記欄に記入することができない場合は、日本通報対象法人の用紙により上記事業の欄に記
入し記入するか、別紙を提出して差し支えない、別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」
と明記し、差し替えること。

(日本通規第A4)

別紙様式第十七 (令2内閣省財務省厚生省水産省国税關金支・金政)

帳冊法規: 内閣内閣投資等
に関する命令

社債の取扱に關する報告書

年月日

財務大臣及び事務所管大臣 聞
(日本銀行總括)

氏名又は名前及び姓 住所は主なる事務所の所在地 いと事務の内容	責任者の氏名 固有名は 設立額
タブペーパーのリンク	
報告となる法的根拠 (該款分に)	
氏名又は名前及び姓 住所又は主なる事務所の所在地 事務の内容	イ 報告書提出人、ニ 内閣内閣投資等、ハ イ及びガ法規開設の権利の 本が該款の施行によるもの、ニ 特別会社 本が該款の施行によるもの、ハ イ及びガ法規開設の権利の 責任者の氏名
内閣内閣投資等 本が該款の施行によるもの、ハ イ及びガ法規開設の権利の 責任者の氏名	

下記のとおり記載します。	
1 会員名 称	
2 主なる事務所の所在地	
3 借款上の事業目的	
4 支行(行、部等)、額(総額、取扱額、利率、償還日及び元利の支払方法、運行額)	
5 取得年月日	
6 支払年月日	
□ 発行会社及びその連結子会社等は原則届出業種に属する事業を行っていない。	
7 その他	

(記入欄)

- 1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 2 「代理者が監査する場合」、監査する人の監査報告書の記入を省略して差し支えない。
- 3 「報告書の提出に際しては、該款の施行によるもの、ニ 特別会社」の場合は、該款記載がない場合は「ありがた」と表示表記(正確な表示が記載できない場合は空欄)を複数すること。
- 4 「報告者」欄中「住所又は主なる事務所の所在地」欄には、國又は地名も記入すること。
- 5 「報告者」欄中「名称又は氏名」欄には、報告者が半親半監督人である場合は当該個人の国籍を記入すること。報告者が外國人である場合は該法人その他の団体の英文商号法を暫解する国を記入として記載すること。
- 6 「報告者」欄中「タブペーパーのリンク」欄について、記載している事業の内容等が記載されたタブペーパーが存する場合は、該タブペーパーのリンクを先づて記載すること。該該するタブペーパーが複数ある場合は、該タブペーパーのリンクを記載すること。
- 7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」欄「(イ)及び(ロ)」の(氏名又は名称、住所又は主なる事務所の所在地)①報告又は含んでいる事業の内容、を「(イ)その他の事項」欄に記入すること。
- 8 「報告者」欄中「報告者(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの他所に「該りなし」と記入すること。
- 9 記載した該機関が新規手続料の提出等の場合は、「(3) 支出した社債」欄の「(新規)」欄にその旨記載し、該機関の新規手続料の元利の合計額、該機関の新規手續料を記入すること。
(例) 諸課目は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日、新規手續料に於いて正確であります。
- 10 上記欄式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、添し書きを行うこと。

(日本産業規格A4)

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

議決権代理行使受任に関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣 暫
(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍又は設立国
職業又は営んでいる事業の内容		
ウェブページのリンク		
報告者となる法的根拠(該当分に○)		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名	責任者の氏名
	住所又は主たる事務所の所在地	
事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 総議決権	個
	(5) 外資比率	%
	(6) 上場、非上場等の区分(該当分に○)	イ 上場銘柄 口 店頭売買銘柄 ハ その他
2 議決権受任した	(1) 数量等	数量 個 受任後の議決権比率 % (受任前の比率 %)

	(2) 受任の内容	
3	受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数量 個 議決権比率 %
4 受任の相手方	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
	(3) 委任数量	
5	受任年月日	
6	その他の事項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

(記入要領)

- 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名を記入して差し支えない。
- 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合は、英語表記(正式な英語表記がない場合は省略))を併記すること。
- 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、當んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には、「該当なし」と記入すること。
- 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6 その他の事項」欄に記入すること。
- 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 「1 発行会社」欄中「4 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からず場合には、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。)、有価証券報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいい。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書を提出していない場合には、「不明」と記入して差し支えない。「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からずの場合も、同様とする。
- 「1 発行会社」欄中「5 外資比率」欄には、外国投資家(外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項に規定する外国投資家をいう。)が所有する発行会社の株式の数の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資

比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外
国人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11 「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社
が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等という）の記入要領において同じ
。である場合において、当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有等をする発行会社
の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）
第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の數
の発行会社の議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、報
告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使受任の後における報告者が保有することとな
る発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2) 受任の内容」欄には、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする又は行つ
た議案について、可能な限り記入すること。

12 「3 受任時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」
欄について、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、報告
者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者とした場合に
同項目各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条
第1項第2号から第5号までに掲げるるものに限る。）をいう。）の保有等議決権のうち報告者が保有等
をする議決権（すなわち、「2 受任した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「受
任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合は、当該重複の数を控除し
た純計によるもの。）及び当該保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入す
ること。

13 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A-4の用紙により上記事項の順序に従
つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」
と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A-4）

別紙様式第十七の三

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

議決権代理行使委任に関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 者 者	氏名			
	住所		国籍	
	職業			
	代 表 人 事務所の所在	責任者の氏名 氏名又は名称及び 代 表 人の 姓 名		
事務上の連絡 先 (担当者氏名、 電話番号及び電子 メールアドレス)				

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 総議決権	個	
2 委任した議決権の数量等	数量 個 委任後の議決権比率 %		
	(1) 氏名又は名称		
	(2) 住所又は主たる事務所の所在地	(3) 国籍又は設立国	
	(4) 職業又は営んで いる事業の内容		
4 委任年月日			
5 その他の事項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業 を行っていない。		

(記入要領)

- 1 「報告者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 2 「報告者の氏名」には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(英語表記がない場合は省略)を併記すること。
- 3 「報告者」欄中「氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)と英語表記(英語表記がない場合は省略)を併記すること。
- 4 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 5 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合に、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。)、有価証券報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」欄に記載された総株主の議決権の数が分からぬ場合も、同様とする。
- 6 「2 委任した議決権の数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、報告者が本報告書において報告する当該議決権代理行使委任の後における報告者が保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。
- 7 「3 委任の相手方」欄中「(2) 住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地名も記入すること。「3 委任の相手方」欄に記載の内容が不明の場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
- 8 「3 委任の相手方」欄中「(3) 国籍又は設立国」欄には、委任の相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、委任の相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立事実を記載する。
- 9 上記様式に記入しきとができる場合は、日本産業規格A-4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えさい。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A-4)

別紙様式第十七の四

別紙様式第十七の四

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

共同議決権行使同意取得に関する報告書

年月日

財務大臣及び事業所管大臣 殿

(日本銀行経由)

報告者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	国籍又は 設立国	
	職業又は営んで いる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	報告者となる法的根拠 (該当分に○)		
代理人	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)		

下記のとおり報告します。

1 発行会社	(1) 名 称		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 総 議 決 権	個	
	(5) 外 資 比 率	%	
2 議同 決意 義得 得した	(1) 数 量 等	数 量 個	
		同意取得後の議決権比率 %	(同意取得前の比率 %)

(2) 同意取得の内容	
3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数　量　個 議決権比率　%
4 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等	数　量　個 議決権比率　%
5 (1) 氏名又は名称 の同意取扱方得 (2) 住所又は主たる事務所の所在地 (3) 同意数量	
6 同意取得年月日	
7 その他の事項	<input type="checkbox"/> 発行会社及びその連結子会社等は事前届出業種に属する事業を行っていない。

(記入要領)

1 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

2 代理人の報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名を省略して差し支えない。

3 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合は、英語表記)で記載すること。

4 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

5 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を記載して記載すること。

6 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には、「該当なし」と記入すること。

7 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」欄に「(1)」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「(1)」その他の事項欄に記入すること。

8 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

9 「1 発行会社」欄中「(4) 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。以下この記入要領において同じ。)に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合には、あつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」、

「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」及び「4 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、同様とする。

10 「1 発行会社」欄中「(1) 外資比率」欄には、外国為替及び外国貿易法(以下この記入要領において「法」という。)第26条第1項に規定する外国投資家(以下この記入要領において「外資」という。)の持分を占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外國法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

11 「2 同意取得した議決権」欄中「(1) 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」については、報告者が係るする発行会社の実質保有等議決権(対内直接投票権等に関する政令(以下この記入要領において「合規」という。)第2条第4項に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。)と当該議決権に同意取得した係る議決権の数を合計した議決権の数の総議決権に占める割合を用いて差し支えること。
(2) 同意取得の内容欄に記載する場合には、同意に基づき、共同議決権行使の方法について記載すること。

12 「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、報告者と特別の関係にあるもの(報告者が合規第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項第1号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)が保有する発行会社の実質保有等議決権の数(議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権)と、報告者が合規第2条第1号に規定する実質保有等議決権(すなわち、「2 同意取得した議決権」欄中「[1] 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」の対象とする議決権)と重複するものがある場合に、当該重複の数を控除した純計によるもの。)及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

13 「4 同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの(同様の相手方を合規第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項第1号から第14号まで、第17号及び第18号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。)をいう。)の実質保有等議決権の数(議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権)と、共同議決権行使の同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有する実質保有等議決権(すなわち、「2 同意取得した議決権」欄中「[1] 数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「3 同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」)の対象とする議決権)と重複するものがある場合に、当該重複の数を控除した純計によるもの。)及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

14 「5 同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

別紙様式第十九

根拠法規：対内直接投資等に関する命令

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事業所管大臣 殿
(日本銀行経由)

(小字記入用紙)		責任者の氏名	
報 告 者 者 代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		
事務上の連絡先(担当 者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)			

下記のとおり報告しま

5 出資比率	取得前、一任運用前又は处分前	%	取得後、一任運用後又は处分後	%
6 議決権比率	取得前、一任運用前又は处分前	% (うち受任分 %)	取得後、一任運用後又は处分後	% (うち受任分 %)
7 その他の事項				

(記入要領)

- 記入要領について

1 本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権又は議決権行使等権限の取得及び取得した株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る権利の処分の別に記入すること。

2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

3 代理人が報告する場合は、報告本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な英語表記がない場合は英語表記)又は英語表記(正式な日本語表記がない場合は日本語表記)を併記すること。

5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地名も記入すること。

6 「報告者」欄中「国籍又は登立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の定款準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

7 「報告者」欄中「事業上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスが並む場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社登記登録の日、贈与新株の取得又は贈与新株への一任運用の場合は金銭の払込み等(金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。)の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。)の譲受による取扱い又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は新設新株への一任運用の場合は合併登記日、吸収合併による新株の取得又は新設新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取扱い又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合は、当該譲受又は受けに係る契約をした日を記入して最も差し支えなく、この場合において、その旨を「その他のこと項」欄に記入すること。

9 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。

10 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄には、報告者が相手による方法により取得、一任運用又は処分をした取引の相手方を用いること。

11 「5 出資比率」欄については、発行会社が上場会社等(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社をいう。以下この記入要領において同じ。)である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一契約その他の契約に基づきそのものから株式を受けて株式の運用(その指図を行うことを含み、対内直接投資等に関する政令(以下この記入要領において「令」という。)第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。)をする場合におけるその割合となる発行会社の株式の数を合計した数(以下この記入要領において「所有等株式」という。)の数の発行会社の発行済株式の総数で占める割合を算入すること。

発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される割合を加減した割合を記入すること。

12 「6 議決権比率」欄においては、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第24条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の議決権比率に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の議決権比率に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

13 「6 議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えなさい。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えなさい。

14 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えなさい。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A 4)

別紙様式第十九の二

別紙様式第十九の二 (令第24条第4項第2号に規定する会社が上場会社等の取扱いに該当する場合)

様式、件名、責任者、監査執行権限取扱い規則、監査執行権限取扱い規則に該当する場合は、

年月日

(内) 責任者
財務大臣及び事務官署大蔵、厚生、農林、文部、外務大臣等の所掌する大臣
○内閣総理大臣(官房)
○内閣副総理大臣(企画庁)
○内閣府大臣
○厚生労働大臣
○文部科学大臣
○農林水産大臣
○外務大臣
○防衛大臣
○国士安全部大臣
(本監査由由)

氏名又は名前及び 代筆者の氏名	責任者の氏名
住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 登録地
氏名又は名前及び 代筆者の氏名	責任者の氏名
代理人 事務所の所在地	
事務所上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)	

下記のとおり規定します。	
1 番号欄の件名となる 報告書の提出年月日	
2 番号欄の内 容等	<p>(1) 变更の内容 (該当分に)</p> <p>イ 特定株主の変更 (対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号) <input type="checkbox"/> 国有企業等の特定株主への追加 (同項第2号) <input type="checkbox"/> 他の特定株主への追加 (同項第3号) <input type="checkbox"/> 小額取引済株式の所有者の追加 (同項第4号) <input type="checkbox"/> 興業株式会社等の変更 (同項第5号) <input type="checkbox"/> 国有企業等への移出 (同項第6号) <input type="checkbox"/> トランザクションによる持分の変更 (同項第7号) <input type="checkbox"/> 投資可換金融機関の権利譲渡の変更 (同項第8号) <input type="checkbox"/> リース可換金融機関等の移譲等の状況 (同項第9号) <input type="checkbox"/> その他 (同項第10号)</p> <p>(2) 变更内容の詳細</p>
3 变更が生じた原因	
4 变更が生じた年月日	
5 その他の事項	

(記入欄)

1 本報告書は、「1. 变更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において記載した報告書の実先と同じ実先を範囲とすること。
 2 「責任者の氏名」欄には、報告の基盤について授權された者の氏名を記入すること。
 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し失しない。
 4 「報告書の提出年月日」欄には、報告書の提出年月日を記入すること。提出年月日記載がない場合は記入しない。
 5 「報告書」欄は「(株式会社等に属する事務所の所在地)」欄には、現又は地盤名を記入すること。
 6 「報告書」欄中「(報告又は設立届)」欄には、報告者が既往者勤入である場合は会員登録人の固有を記入し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の既往者勤入を記入すること。
 7 「報告書」欄中「(報告系上の連絡先)」欄には、連絡番号及び電子メールアドレス (欄について、電子メールアドレスがない場合は、電子メールアドレスの欄間に「[該当なし]」と記入すること)。
 8 「(変更の内容等)」欄及び「(2. 变更の内容等)」欄では、「(変更報告の対象となる報告書の提出年月日)」欄において記載した報告書の提出年月日 (2. 变更の内容等) 欄は「(1) 变更の内容等」欄記載の事由が発生した日に記載すること。
 9 「(3. 变更が生じた理由)」欄は、「(2. 变更の内容等)」欄中「(1) 变更の内容」欄記載の事由が発生した日に記載すること。
 10 「(4. 变更が生じた年月日)」欄は、「(2. 变更の内容等)」欄中「(1) 变更の内容」欄記載の事由が発生した日に記載すること。
 11 「(5. その他の事項)」欄には、記入する場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に統一して記入するか、別紙を添付して差し失えない。別紙を挿入する場合は、各別紙の右上に「別紙」と印記し、通し番号を付すこと。
 (日本産業規格A4)

別紙様式第二十 (令2内閣省財政課厚生課水道課国交課審査課
規制法規・税内直接税等に關する命令)

金額の貸付け又は社債の取扱等に關する実行報告書

年 月 日

財務大臣及び事務官監督大根 庫
(印を捺す様式)

氏名又は名称及び 代使者の氏名	責任者の氏名
職 住 所 又は主たる 事務所の所在地	固有又は 假立地
姓 氏名又は名称及び 代 使者の氏名	責任者の氏名
職 住 所 又は主たる 事務所の所在地	
事務上の連絡先 (担当者氏名、 電話番号及び電子メールアドレス)	

下記のとおり記入します。

1 本欄の事務の相手となる 事務組合の受渡年月日 及び登録番号		
2 金額の貸付けの相手方 又は実行会員の名前		
実 行 年 月 日	全 額	金額の貸付け、貸付けの 返済、社債の取得又は償 還の別
3 金額の貸付け、貸付 けの返済、社債の取 得又は償還の内容		

4 その他の事項	

(記入要領)

- 1 本欄の書類は、金額の貸付けの相手方又は社債の発行会員の別に記入すること。
2 「開示者の氏名」欄に、報告者が開示について被開示された者の氏名を記入すること。
3 代開示人が開示する場合は、開示者との開示者の氏名の記入を容認して差し支えない。
4 金額の貸付けの場合は、金額の貸付けの相手方の氏名の記入に代わる形で、金額の貸付けの相手方の「(主たる実施場所又は開示の場所)」欄に記入すること。
5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、固又は社債の開示を記入すること。
6 「報告者」欄中「固又は社債の開示」欄には、報告者が開示者個人である場合は開示個人の箇頭を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の代表者若者を記載する箇頭を記入して記載すること。
7 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄に記入する場合は、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの欄に「該当なし」と記入すること。
8 金額の貸付けの返済には期限前償還、社債の償還には期限前償還がされ得る。
9 「3 金額の貸付け、貸付けの返済、社債の取扱又は償還の内容」欄中「金額」欄には、金額の貸付けの場合は貸付金額、実行者の返済の受け入れの場合は返済金額、社債の取得の場合は償還額及び取得価額、社債の償還の受け入れの場合は償還額をそれぞれ記入すること。
10 上記欄に記入できない場合は、日本郵便紙幣Aの用紙により上記事項の範
疇に記入する。記入する場合は、記入欄を斜線にして記入しない場合を除く場合は、各栏の右
上に「別紙」と明記し、適切番号を付すこと。
(日本郵便紙幣A4)

別紙様式第二十二の二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

財務大臣及び事業所管大臣 廉
(日本銀行経由)

	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
報告者	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
代理人	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番 号及び電子メールアド レス)		

下記のとおり報告しま

1 本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号				
2 発行会社の名称				
3 同意取得又はその解除の内容	実行年月日	議決権の数量	同意取得又はその解除の別	同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所所在地
4 議決権比率		同意取得前又はその解除前	%	同意取得後又はその解除後 %

5 その他の事項

1

- (記入要領)

 - 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記すこと。
 - 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
 - 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
 - 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記(正式な日本語表記がない場合はふりがな)や英語表記(正式な英語表記がない場合は略称)を併記すること。
 - 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、國は地域も記入すること。
 - 6 「報告者」欄中「国籍又は設立國」欄には、報告者が非居住者である場合は該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立として記載すること。
 - 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先(担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
 - 8 「3 同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。
 - 9 「3 同意取得又はその解除の内容」欄中「商取扱い又はその相手の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄には、報告者が相手による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。
 - 10 「4 議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権(内外直接投資等に関する政策第2条各項第2項第2号に規定する実質保有等議決権)をいう。以下この記入要領において同じ。)の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数を合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。
「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「3 同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を記載した議決権比率を記入すること。
 - 「4 議決権比率」の規定に当たつて、発行会社の純株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書(金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいいう。以下この記入要領において同じ。)、有価証券報告書(同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいいう。以下この記入要領において同じ。)又は半期報告書(同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいいう。以下この記入要領において同じ。)に記載された純株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の純株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入して差し支えない。
 - 11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格A4)

別紙様式第二十二の三 (令2内務省財文科厚勞農水經產田支環者令3・全改)

規制法規：対内直接投資等に関する命令

事業の承継に関する実行報告書

財政大臣及び事務官等大臣		責任者の氏名
（日本語と英語）		
氏名 又は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		国籍又は 政治立場
所 在 地 又は 主 席 所 在 地		
職 業 又は 営 業 内 容		責任者の氏名
（日本語と英語）		
氏名 又は 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名		
所 在 地 又は 主 席 所 在 地		
事 業 上 の 運 動 方 向 及 び 品 物 名 タイプ ドレッス		

下記のとおり種類です。	
	本契約の内容となる事項 届出の年月日及び受渡 書等
2	承認又は充分の別
3	承認又は専年月日
4	承認又は専分の別額
5	<p>(1) 承認又は充分の 方法</p> <p>(2) 承認又は充分対象 の事項内容</p>
	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の一部の譲受け <input type="checkbox"/> 後取分割 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> その他()
6	その他の事項

(記入欄)

- 「責任者の氏名」には、報告の提出時に「指図された」他の氏名を記入すること。
 - 代理で署名する場合は、報告書本人の責任者の氏名を記入して差し、支えない。
 - 「附書類」欄は、「氏名」と「会員登録ID」及び代筆者の「氏名」欄に、「日本農業省 正式な日本語表記がなき書類(ふりがな)」又は「正式な英語表記がなき書類(ふりがな)」を併記すること。
 - 「報告書」欄に「所管行政事務」と「事務所の所在地」欄には、届出は地名を記入するとよい。
 - 「報告書」欄に「所管行政事務」と「事務所の所在地」欄には、届出者が在籍する施設の所在地を記入する。届出者が個人の住處に就てある場合は、届出者その他の施設に立候場する個室を記入して置くこと。
 - 6 番報告書「事業上の事故」(担当者名前、監査委員参考用メモアドレス)について、該当アカウントアドレスない場合は、該当アカウントアドレスの欄に「候(まことに)」と記入すること。
 - 7 「承認又は承認済の書類」欄中「2」承認又は承認済の書類内容欄は、「1」本件書類の該当する事項の提出の受付期間(月日及び受理委員会)欄において合意した期間において承認済の書類を贈るときと同一である場合は、その記載することで該部の記載を省略することができます。
 - 8 上記欄に記入することができる書類は、日本規格規程(40万紙)により「記事の範囲に従って記入する」原則を制定して差し支えない。原則を踏まけるは各別紙の右上「別紙」と明記し、通し番号を付けること。

(日本酒規格A4)

別紙様式第二十三 (平成29年省令第2号) 第二十三
厚生労働省令第2号(一部改正)

表面

身分証明書	
官職	<hr/>
氏名	<hr/>
生年月日	<hr/>
上記の者は、外国為替及び外國貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。	
交付日	年月日
主務大臣 <input type="checkbox"/>	

裏面

1 本証は、外国為替及び外國貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。	
2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	
3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があつた場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。	
4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。	
5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。	
写真	印 又は 刻印

(備考) 用紙は、日本産業規格B8、64×91mmとする。